

自然環境保全法施行令の一部を改正する省令案の概要に対する
意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 意見募集期間

令和6年6月6日（木）～同年7月5日（金）

2 意見募集の状況

（1） 提出意見数

意見提出方法	数
① e-Gov	1 通
② 電子メール	0 通
③ FAX	0 通
④ 郵送	0 通
計	0 通

（2） 意見の総数

- ・ 今回の改正省令案に係る意見 1 件
- ・ その他意見 0 件

3 今回の省令案に係る意見の概要及び意見に対する回答

No.	意見の概要	意見に対する回答
1	規則改正概要のうち「その周辺の海域」については「沖合海底自然環境保全地域である海域に限る」等の制限を付すべきです。（それ以外については許可の審査に当たり留意すべき点がない。） CCS 事業法に基づき今後発展することとなる CCS 事業が、曖昧ないしは不当な規制により停滞することになることは避けなければなりません。	現行の自然環境保全法施行規則により、特別地区や海域特別地区等において、「その周辺の土地」や「その周辺の海域」における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことを許可基準として設けています。 沖合海底自然環境保全地域の特別地区においても、同様に、「その周辺の海域」における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないことを許可基準として設けることにより、自然環境保全という目的に沿うため、「その周辺の海域」のままとさせていただきます。

4 意見公募時の省令案と定めた省令との差異は次のとおり。

意見公募時の省令案（概要）	定めた省令
① 貯留層（CCS 事業法第 2 条第 1 項に規定する貯留層）における二酸化炭素（同項に規定する二酸化炭素）の貯蔵のための掘削（法第 35 条の 4 第 3 項第 1 号に掲げる行為を除く。）を行うこと及び CCS 事業法第 2 条第 4 項に規定する試掘のための掘削を行うことに関する許可基準 ・ 次のいずれにも該当すること。 ・ 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。 ・ 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。 ・ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ② CCS 事業法第 107 条第 1 項に規定する貯留層の探査であつて、環境大臣が経済産業大臣の同意を得て方法によるものに関する許可基準 ・ 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	（沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準） 第三十一条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 一～三 （略） 四 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第三十八号）第百七条第一項に規定する探査を行うことであつて環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

※左欄の②のみを定めることとした。